

住宅構造についての確認書 …記入例

住宅会社の方に「住宅構造の確認」の証明をしていただき、申込み時に提出してください。
※住宅新築資金、新築住宅購入資金を利用する方のみ。(マンションの場合は提出不要)

【ご注意】

新築の場合、住宅の構造が木造（一般）及び性能耐火（耐久性無）については、融資の対象となりません。

住宅構造についての確認書

平成〇〇年 4 月 1 日

財形住宅金融株式会社 御中

建築・不動産業者 住 所 神奈川県横浜市西区〇-〇-〇

業者名 青空ハウス販売株式会社



融資対象住宅の構造について、下記のとおり確認しました。

記

1. 住宅取得者（融資申込人）

フリガナ	サ、イ、ケ、イ、タ、ロ、ウ
氏 名	財 形 太 郎

2. 住宅の建築主（「建築確認申請書」の建築主名義を確認のうえ、該当番号を○で囲んでください。）

建築確認申請の建築主	<input checked="" type="radio"/> ① 融資申込人	<input type="radio"/> 2. 建築・不動産業者
------------	--	-----------------------------------

3. 住宅建設地（建築確認申請時の敷地地番）

所 在 地	神奈川県横浜市西区〇-〇〇〇-〇 (仮換地3街区5画地)
-------	---------------------------------

4. 建物の構造

(該当番号を一つ○で囲んでください。設計検査・現場検査を受ける場合は、○で囲んだ構造で必ず申請してください。)

1. 木 造（耐久性あり）
2. 準 耐 火（下記①～③いずれか一つ○で囲んでください。） ①イ準耐 ②ロ準耐 ③省令準耐
3. 耐 火

5. 住宅の工法（該当番号を一つ○で囲んでください。）

1. 在来木造	2. プレハブ（木質系）	3. プレハブ（鉄骨系）	4. プレハブ（コンクリート系）
5. 枠組壁工法（ツーバイフォー工法）	6. 丸太組構法	7. 鉄骨造・RC造等	

■ 住宅構造の定義

耐 火	一 般	主要構造部を建築基準法上の耐火構造とした住宅です。鉄筋コンクリート造の住宅等が該当します。
	性能耐火 (耐久性有)	主要構造部を耐火設計法（建築基準法第2条第9号の2イ(2)）の基準に適合するものとしたもので、住宅金融支援機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。
準耐火	高 性 能	主要構造部を1時間の耐火性能を有する準耐火構造（建築基準法施行令第115条の2の2第1項第1号に該当（一部を耐火構造としたものも含まれます。））とし、かつ、住宅金融支援機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。
	一 般	主要構造部（壁、柱、床、梁など）を建築基準法上の準耐火構造とした住宅です。
	省令準耐火	住宅金融支援機構が省令準耐火構造として承認した住宅または承認した工法により建設される住宅です。
木 造 (耐久性)		上記の準耐火及び耐火以外のもので、住宅金融支援機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。

住宅構造についての確認書

平成 年 月 日

財形住宅金融株式会社 御中

建築・不動産業者 住 所

業者名

印

融資対象住宅の構造について、下記のとおり確認しました。

記

1. 住宅取得者（融資申込人）

フリガナ									
氏 名									

2. 住宅の建築主（「建築確認申請書」の建築主名義を確認のうえ、該当番号を○で囲んでください。）

建築確認申請の建築主	1. 融資申込人	2. 建築・不動産業者
------------	----------	-------------

3. 住宅建設地（建築確認申請時の敷地地番）

所在地	
-----	--

4. 建物の構造

（該当番号を一つ○で囲んでください。設計検査・現場検査を受ける場合は、○で囲んだ構造で必ず申請してください。）

1. 木 造（耐久性あり）
2. 準耐火（下記①～③いずれか一つ○で囲んでください。） ①イ準耐 ②ロ準耐 ③省令準耐
3. 耐火

5. 住宅の工法（該当番号を一つ○で囲んでください。）

1. 在来木造	2. プレハブ（木質系）	3. プレハブ（鉄骨系）	4. プレハブ（コンクリート系）
5. 枠組壁工法（ツーバイフォー工法）	6. 丸太組構法	7. 鉄骨造・RC造等	

■ 住宅構造の定義

耐火	一般	主要構造部を建築基準法上の耐火構造とした住宅です。鉄筋コンクリート造の住宅等が該当します。
	性能耐火（耐久性有）	主要構造部を耐火設計法（建築基準法第2条第9号の2イ(2)）の基準に適合するものとしたもので、住宅金融支援機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。
準耐火	高性能	主要構造部を1時間の耐火性能を有する準耐火構造（建築基準法施行令第115条の2の2第1項第1号に該当（一部を耐火構造としたものも含まれます。））とし、かつ、住宅金融支援機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。
	一般	主要構造部（壁、柱、床、梁など）を建築基準法上の準耐火構造とした住宅です。
	省令準耐火	住宅金融支援機構が省令準耐火構造として承認した住宅または承認した工法により建設される住宅です。
木造（耐久性）		上記の準耐火及び耐火以外のもので、住宅金融支援機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。